

1-2. 保育必要量（保育時間）について

利用する子どもの保護者の保育を必要とする事由によって、施設を利用できる時間や時間帯が異なります。次の「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があります。

保育必要量（保育時間）	利用できる時間	事由
保育標準時間	11時間以内	月120時間以上の就労、同居の親族の介護・看護、就学、出産の前後、災害復旧、求職活動、育児休業中の継続入所、その他
保育短時間	8時間以内	月60時間以上120時間未満の就労、同居の親族の介護・看護、就学

※子どもに特別な支援が必要な場合は、その程度等に応じて、利用できる時間が異なる場合があります。

●保育時間表

施設	保育時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
保育所 認定こども園 (幼保連携型)	標準時間	通常保育 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0											延長 保育	※	
	短時間	延長保育	通常保育 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0										延長保育	※	
認定こども園 (幼稚園型)	標準時間	通常保育 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0													
	短時間	延長 保育	通常保育 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0										延長保育		
小規模保育 事業所	標準時間	通常保育 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0													
	短時間		通常保育 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0												

・就労時間が120時間未満でも、通勤時間や始業・終業時間等から保育標準時間での利用が可能な場合があります。

保育短時間ではお迎え等に間に合わない場合は子ども家庭センターまでご相談ください。

・保育時間は、子どもの保護者全員の要件が必要です。

・保護者が保育できるときは保育時間に関わらず、ご家庭で過ごすことができます。

・保育短時間の前後、保育標準時間後に延長保育を実施しています。(延長保育についてP8をご覧ください)

・延長保育を実施していない施設があります。詳しくは施設にお尋ねください。

・小規模保育事業所では延長保育を実施していません。

※花鶴どろんここども園のみ20時まで延長保育を実施しています。

保育時間の変更を希望する場合

・就労以外の事由の場合でも、保護者の状況に応じて、保育時間の変更（標準時間⇄短時間）のご相談に応じています。

希望する場合は子ども家庭センターまでご相談ください。

・保育時間の変更（標準時間⇄短時間）は、前月20日までに必要書類を提出してください。

提出が遅れた場合、翌々月からの変更になる場合があります。

●育児休業中の継続入所について

産後8週間を経過した後、保護者が育児休業を取得する場合、育児休業の対象となる子どもが1歳になる月の末日まで継続して入所することができます。

自営業などを営む保護者（フリーランスや自営業、就学中など）が育児休業と同様の状態になった場合も同様に扱います。

必要な書類	・申立書（育児休業中の継続入所について） ・復職予定年月日の記入のある就労証明書（自営業などを営む保護者は不要）
-------	---

※育児休業から復職した際、復職日がわかる就労証明書を必ず提出してください。（自営業などを営む保護者は不要）

※育児休業の対象となる子どもが定員超過等でやむを得ず入所できず育児休業を延長した場合は延長期間にあわせて継続入所が可能です。